

新城市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例施行規則をここに公布する。

平成26年1月27日

新城市長 穂 積 亮 次

新城市規則第5号

新城市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新城市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例（平成25年新城市条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 条例第6条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）とする。

(公表)

第3条 条例第9条第2項の規則で定める方法は、新城市公告式条例（平成17年新城市条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法とする。

2 条例第9条第2項の規則で定める事項は、改善命令の内容及び公表に至った経緯とする。

(委任)

第4条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。